



三重県
Mie Prefecture



三重県令和7年度第3回公募公債(グリーンボンド)

個人向け みえグリーンボンド

Mission
2050 Mie



三重県は、2019年12月に、脱炭素社会の実現に向け取り組むことを決意し、「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言しました。2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現を目指します。

過去のみえグリーンボンドの充当事業※



藻場造成

水産生物の生息場及びCO₂や窒素化合物の吸収源として重要な藻場の造成を行いました



農林水産分野への対応

海洋環境や水産資源の状況等を把握するために活用する調査船の設計を行いました



水害対策

洪水被害の軽減を目的に、護岸の改修や、河道の掘削を行いました



高潮・高波対策

高潮・高波の越波等による漁船への被害を低減するため、漁港防波堤の嵩上げを行いました

※ 調達資金は「みえグリーンボンドフレームワーク(令和5年8月策定、裏面参照)」におけるグリーン適格プロジェクトに関する事業に充당しています。なお、当該フレームワークは株式会社日本格付研究所(JCR)から「国際資本市場協会(ICMA)の定めるグリーンボンド原則に適合」する評価を受けています。

利率	年 1.281% (税引後:1.020%*)	* 税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出しており、小数点以下第3位未満を切り捨てています。
募集期間	令和7年 10/20 (月)~ 11/7 (金)	左記の募集期間は、現時点での予定であり、申込総額が10億円に達し完売した時点で終了させていただきますのでご留意願います。
発行日	令和7年 11/10 (月)	
お買い求めいただける方	脱炭素社会の実現を目指す三重県を応援する個人・法人・団体	

発行額	10億円	発行価格	額面100円につき100円
年限	5年(満期一括償還)	利払日	毎年3月・9月の各20日 (第1回利払日:令和8年3月20日<休日の場合は前営業日>)
償還日	令和12年9月20日	購入単位	最低1万円から1万円単位

みえグリーンボンドの詳細は、下記よりご参照ください。



裏面を必ずお読みください。

三重県令和7年度第3回公募公債（グリーンボンド）

1 三重県公募公債とは？

- 公募公債（市場公募債）は、三重県が発行する債券で、利子や元本は県がお支払します。

2 額面1万円から購入出来ます

- 額面は最低1万円から、1万円単位で購入できます。

3 5年満期、利子は年2回

- 5年満期で、金利は元本償還まで変動のない固定利率です。年2回、定額の利子をお支払し、5年後の償還日には元本と最終利子をお支払します。

4 マル優、特別マル優について



- 一定の条件を満たす方は、所定の手続きによりマル優・特別マル優制度がご利用いただける場合があります。詳しくは、各金融商品取引業者にお問合せください。

第44回全国豊かな海づくり大会
応援マスコット ところまる

5 信用リスクについて

- 本債券は、発行体の財政状況の変化等により、元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるなどのリスクがあります。

6 中途換金が可能です

- 本債券は、償還日前でも売却して換金することができます。ただし、本債券の価格は日々変動していますので、金利の上昇等による債券価格の下落や発行体の信用状況の悪化及び発行体に対する外部評価の変化等により投資元本を割り込む場合があります。

7 その他

- 本債券のご購入にあたっては、購入対価のみのお支払となります。
- 本債券は、預金ではありませんので、預金保険制度の対象にはなりません。
- また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による保護の対象にはなりません。
- 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある地方債のため、券面は発行されません。
- 2016（平成28）年1月1日以降、特定公社債の利子所得・売却損益・償還差損益は申告分離課税の対象となります。詳細については各金融商品取引業者にお問合せください。
- ご購入に際しては、各金融商品取引業者にてお配りしている「契約締結前交付書面」等をよくお読みいただき、必ず内容をご確認ください。

金融商品取引業者からのお知らせ

必要書類について

- 本人確認書類（運転免許証や健康保険証などの身分証明書）
- 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類（個人番号カード・住民票の写し・通知カードなど）
- 印鑑（各金融商品取引業者への届出印）
- マル優・特別マル優制度をご利用される方は、確認資料（年金手帳・健康保険証・住民票の写しなど）

※ 各金融商品取引業者によって異なる場合があります。また、口座管理手数料等が必要となる場合がありますので、詳しくは下記金融商品取引業者にお問い合わせください。また既に口座をお持ちの方は、新たに開設する必要はありません。

手数料について

- 債券を購入する場合は、購入にかかる手数料はありませんので、購入対価のみをお支払いただくことになります。

お申し込みは下記金融商品取引業者まで

金融商品取引業者	登録番号	加入協会				電話番号
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	
野村證券株式会社	関東財務局長 （金商）第142号	●	●	●	●	TEL：059-223-2111（津支店） TEL：059-353-2141（四日市支店）
岡三証券株式会社	関東財務局長 （金商）第53号	●	●	●	●	TEL：059-226-1511（津支店）

※ 三重県外の店舗での取り扱い、金融商品取引業者によって異なる場合があります。詳しくは、上記金融商品取引業者にお問い合わせください。

その他市場公募債に関するお問合せ先

三重県総務部財政課

TEL 059-224-2119

FAX 059-224-2125

ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/ZAISEI/HP/kensai>